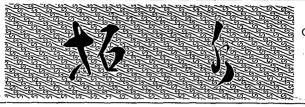
# 合成洗剤を追放しよう!!

命のふるさ



が六月十日、千代田区内

▽仙会長理事熊谷義雄

坂興開発協会の設立総会

社団法人全国沿岸漁業

No. 298

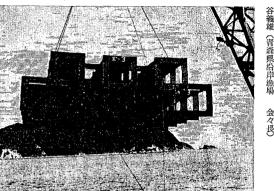
部 10円 (会員の購読料は指導事業経費より支払されています)

> 兵庫県漁業協同組合連合会 発 行 所 兵庫県水産業改良普及協会 神戸市兵庫区中の島 20201 TEL 681 - 6954~7

> 兵庫県漁業協同組合連合会 発 行 人

> > 開発協会長) 、米津貞義

、島根県沿岸漁業整備開



(1)調査研究事業 を実施する。

事業内容

沿岸漁場整備開発事業等

**台義雄(青森県沿岸漁場** の職案を原案どおり決 †度会費の賦課、 徴収な |連会長)、副会長に熊 会長に宮原九一(全

皮・五十七年度の事業計 を承認した後③五十六年 れ①設立趣意樹、 **神田のコープビルで開か 晒と収支予算、④五十六** 、②定款 口同 ▽同米津貞義(島根県沿 岸漁場整備開 発協 会 会 発協会々長) (社) 青森県沿岸漁場開

道沿岸漁場整備促進協議 ▽理事深山久三郎(北海 ▽常務理事山根隆幹 竹村一喜

▽稲田実(大分県沿岸池

場整備開発協会々長)

沿岸漁場整備開発事業

の本協会の役割を明確に め沿整事業推進のなかで 会員の意向の把握、 しつつ、本協会の存立基 団体との交流の促進に努 (1)設立初年度であり、 〈五十六年度事業計画〉 方針 関係

> 漁業振興促進協議会」と 促進するため「全国沿岸

及び栽培漁業等の実施を 沿岸漁業構造改善事業

件の整備に努めつつ事業 (2)次期沿岸漁場整備開発 盤の確保に努める。 計画策定についての諸条 ア、研修事業 の事業を行う。 の意見・要望を集約し の連携をとりつつ、 6国庫委託事業 国から委託を受けて次 国の施策に反映させ

記録映画を製作する。 して、 技術の普及を図るために ための研修会を開催する わる現地技術者を対象と 沿整事業の啓もう及び 沿盤・沿構両事業に携 映画製作事業 技術の普及を図る

の事例について、その実

把握するための効果調査

沿整事業の実施状況を

//五十七年度事業計画/

場整備開発事業実施地区 者等の協力を得て沿岸漁

힛

め、関係機関・学職経験 な整備開発に資するた の効率的な実施と合理化

> 海の旬間(7月20日~7月31日) うわれらの未来



漏のないようお願いいた の漁船登録等の手続につ いては十分ご留意の上遺 ようになりました。今後 **奴料が六月十日から次の** 漁船の登録に関する手 これに伴い

登録に関する手数料-

56.6.10改正

区分	CCRENK	20トン未	20トン以	総トン数 100 トン	
種類	漁船	からいがいし	ン未満の	以上の動 力 漁 船	
登録手数料	2,500 (2,000)	3,800 (3,000)	4,000 (3,200)	4,200 (3,400)	
(1隻に つき)	相続又に	合併によ	る場合は	、半額	
再 交 数 り (1 変 の き)	1,200 (1,000)				
検認手数料		300			
(1隻に つき)	(200)	(250)			
変更の登録 手 数 料 (1 隻に	1,250	1,900	2,000	2,100	
(1隻に つき)	(1,000)	(1,500)	(1,600)	(1,700)	
騰本手数料	-	130			
(1枚に つき)		(100)		j	

(注) カッコ内は旧料金

処、この程社団法人全国 ねてより検討されていた 協議会の社団法人化がか 既存の沿岸漁場整備開発 が、その推進母体として なる推進の必 要 がある 業構造改善事業の積極的 して設立発足を見た。今 沿岸漁業振興開発協会と **場整備開発事業、沿岸漁** 沿岸漁業振興上沿岸漁 課長補佐)、

山根隆幹(前水産庁開発 役員を選任、 会発協長)の各氏などの

竹村一喜(前 常務理事に

査役) の両氏が 就任し 全漁連漁場環境対策部署

同水越幸雄(愛知県沿岸

同吉村直之(福井県沿岸 漁場整備開発協会会長)

等の指導に当る。

国漁業協同組合 連合 会 発協議会は同日開いた通 ▽会長理事宮原九一(全 <役員の顔ぶれ> 常総会で解散した。 となった沿岸漁場整備開 これに先立ち、母体

後の沿整、沿構両事業の

られている。 推進に大きな期待が寄せ

▽監事吉田金忠(秋田県 同岡田儀春(宮崎県沿岸 水産開発協会々長) 漁場整備開発協会々長) 同住江正三(社) 漁業振興協会々長) 同武田年春(髙知県沿岸 漁業振興協議会副会長) 同山田岸松(兵庫県沿岸 漁業振興促 進 協 職 会々 長崎県

沿岸漁場整備開発協会々

連絡提携及び啓もう普及 確な情報・技術等の参考 機関誌を発行し会員等の に努める。 食料を提出するととも<br />
に に対して施策に関する的 啓もう普及事業会員等

(6)推進対策事業

中央講習会及び先進地視 祭講習会を開催する。

漁船法施行規則の一部

業を開始すること。 場造成の設計等の受託事 (3)地方各機関等からの漁 山前年度の事業を拡充継

六

月

+ 漁

B

新

金

船 日

法 か

施

行

規

則 料

部

改

正

\$

れ

る

兵 水

庫産

県庁

の普及・交流を図るため 対象として、技術と知験

に携わる会員等の職員を

沿岸漁業構造改善事業

2

事業の内容

同山口大治(千葉県沿岸 同柴原傳(宮城県沿岸漁 同金丸五郎((社)岩手 う てコンサルタント業務体 制の整備を図りつつ会員 盤の拡充が図られるよ に対応しうる諸技術の基 沿整事業等の規模拡大 関係機関の協力を得

業振興促進協議会会長) 県漁場整備協会専務)

沿岸漁場整備開発事業 整備に努める。 制の強化、

1 の拡充を図る。 沿整事業の技術指導業務 制を強化することにより (1)技術指導を行いうる体 図るとともに協会業務体 (1)初年度の方針の徹底を 方針 県段階組織の

10

# 「海の子」の作文募集について

全国漁協婦人部連絡協議会 (全漁婦連)

漁協婦人部の中央団体であります全漁婦連では毎年、全国の漁村 の小学生、中学生から「海の子」の作文を募集しています。 毎日の暮らしの中での限りない海への愛情や、明るい豊かな漁村

を作るために精を出している、お父さんやお母さんたちの姿などを 作文に書いてみませんか?ふるって応募して下さい。

暮らしの中で身近に感じていることを題材として、文題は自由。 ●応募資格ときまり

。第1部…漁村地域の小学校1年~3年 (400字詰B4原稿用紙3枚以内)

小学校4年~6年 ●第2部…

。第3部… 中学生

4 枚以内) いづれも、今までにどこにも応募しない作品で、ひとり1点に 限ります。

●応募方法と期日

①題名 ②氏名 ③性別 ④学校名・学年を記入 作品には必ず し、地域の漁協婦人部または漁業協同組合に9月10日までに提出 して下さい。

。全漁連会長賞 各部ごとに1名… 。農林中金理事長賞

各部ごとに 2 名… 全漁婦連会長賞

いづれも賞状と副賞を贈呈します。

各部ごとに3名…… ●後 援



全 漁 連・農林中金

●問いあわせ先

。各道府県漁協婦人部連合会 。全国漁協婦人部連絡協議会 〒101 東京都千代田区内神田 1 — 1 —12 コープビル TEL 03 (294) 9611 (大代表) (全漁連·指導部内)



六日 六 五 日 日 四言 月 日 漁業近代化資金制度及び指導プロック会議 漁船保険事務研修会基金協会中、四国プロ 摄播地区漁青壮研修会 中国地区漁連会長会 全水共三〇周年記念式典 但馬地区漁婦連総会 **県沿岸漁業振興協議会** 県漁婦連総会 専務参事会 内海漁保ブロック会議 基金協会理事会 淡路町漁協合併記念祝賀会 全無協近畿連合支部総会 漁共済推進全國大会

系統団 体の 動 き > 6月

水

に式典が開始された。ま

長よりあいさつがあり、 会長・全漁連宮原九一会 ず主催者全水共伊藤正義 資多数の臨席のうち厳粛



晴れの表彰を受けられた方々

福良漁協・森漁協

の旗で飾られた壇上に全 参樂 "漁協の共済" の虹 国から二千名の関係者が 会が盛大に開かれた。全 岡農林水産大臣はじめ来

立三十周年を記念する第 八回漁協共済推進全国大

済連会長賞を受けた。 長賞・全水共会長賞・漁 連会長賞・農林中金理事 その他功労者、永年勤続 優績漁協(三十九組合)

六月十一日全水共の創

優績漁協が夫々全漁

水協法共済 十周年記念 会開催 E

◎優績漁協 特别功労者 表彰も

併 中 行 わ れ る

衆参両院農林水産委員長 臣・自民党桜内幹事長・ 善、漁業者年金を含め保 べられた。 障制度の充実を図る旨述 の改正、漁済制度の改 事業とするための水協法 続いて亀岡農林水産大

束があった。 通して共済の充実に努力 期待する反面国会の場を 力も要請されその成果に が目的達成のため自助努 祉の向上に努力している としても漁業の振興と福 より夫々祝辞があり、国 したいと力強く支援の約

0農林水産大臣賞

特別功労者——三浦清太

△表彰漁協・

功労者名〉

別功労者(五名)、水協 農林水産大臣賞として特 特別功労者 (二十二名) 合)、水産庁長官賞として 法共済 優 績 漁 協(五組 とうを捧げ表彰に移り、 次いで物故者に対し默 ⑥水産庁長官賞 協・柴山浩漁協・明石浦 上水恊法共済)・浜坂町 偲協・東由良町漁協(以 ②全漁連会長賞 優績漁協||津居山港漁 特別功労者--西上重六 優績漁協---香住町漁協

◎全水共会長賞 〇農林中金事理長賞 ょさい) 協・阿那賀漁協(以上ぎ 漁協・伊保漁協・南淡漁 市漁協(カサイ)・丸山 漁協(ノリコー)・神戸 優續漁協——洲本漁協 優績漁協--林崎漁協

漁協青壮年部総会・研修会

七十余名参集盛大に開催

⑥漁済連会長賞 岩見漁協・室津漁協 竹野浜漁協・坊勢漁協 育波浦漁協・沼島漁協 浅野浦漁協・湊漁協・ 優績漁協=工井島漁協

摂津·播磨地区漁協青壮年部連合会

六月十九・二十日 ハイランドビラ姫路にて

漁業協同組合の組織活

大である。組合員の経営 われ漁業協同組合に課せ 勢のなかにあって、われ を支え、暮らしをまもる られた任務はきわめて重 △漁協共済の推進 今日、きびしい漁業情 決議〉 ・確立に関する

われわれ漁業協同組合が

漁協の共済」もまた、

は終了した。 労者等別記) 漁連・単協から五十一名 た。同大会終了後祝賀パ の総力結集が 確 認 され 度改正について漁協系統 された。またぎょさい制 の推進・確立に関する決 が参加した。 て水協法の改正等が要望 ーティが開かれ無事式典 本県より県・漁連・信 表彰のあと 「漁協共済 が満場一致で採択さ ″漁協の共済″ とし 進にとって、率先解決し ればならない。そしてま なければならないいくつ 歩を強力に踏み出さなけ 土台として、飛躍の第 げてきた三十年の成果を り、われわれ漁業協同組 十周年を迎える にあた とつである。 かの課題があることを銘 た、「漁協の共済」の前 合は、これまできずきあ 配する必要がある。

つき感謝し、共済を漁協 十周年をむかえたことに 共済の重要性を強調、三

員の福祉対策として欠か し、すみやかに水協法を 組合の事業としなければ 改正して共済を漁業協同 受けている現状を遺憾と いまなお法律上の制約を せないにもかかわらず、 業協同組合にとって組合 共済についていえば、漁 まず水協法にもとづく

にあたっては、とくに、 足する漁業者年金の普及 ならない。 とはもとより、新たに発 いっそうの充実を図るこ また、暮らしの保障の

ならない重要な対策のひ 真剣に取り組まなければ ととに 共済事業創設三 の施策として取り組んで 漁業協同組合がみずから いかなければならないも

> 谷丈一、炭谷博、住谷昌 佐野久司、炭谷耕一、炭

の証題

佐伯智、佐野勝弘

嵩山好治、常本善宏、戸

仙崎利一、仙崎弘

うるよう、その抜本改善 のと考える。 系統の総力の結集を必要 を実現させるため、漁協 て、強力な機能を発揮し 定に真に役立つ制度とし 勢下にある漁業経営の安 については、きびしい情 としている。 さらび、ぎょさい制度

ために、 して決議する。 すべての漁業者の経営

るい漁村社会を創造する 昭和五十六年六月十一日 誓い合い、大会の総意と く前進することをここに の確立にむかって、力強 と暮らしに不安のない明 第八回漁協共済推進全国 水協法共済三十周年記念 「漁協の共済」

男、中崎博之、中谷淳一、

と暮らすつもりか、とい

息

次に、夫と死別後だれ

居勉、爲居尚之、中口恒 史、鳥居岩蔵、鳥居克行 泰行、戸田米男、鳥居漁 田栄一、戸田修一、戸田

鳥居孝明、鳥居忠、鳥

夫と死別後は「一人暮らし」—

三、中山孝志、中山信彦

子・息子夫婦」と答えた う質問については、

主婦が約四割(三九・五

中山稔、名田秀行、縄克 **芳人、中本藤一、中本良** 中谷晋、中谷良孝、中谷

特殊無線技士 定 講 習 (無線電話甲 会 開 催

認

五月十八日~二十七日 明石 浦 漁 協

なったが、幸い一名の不 〇〇名を超す最大規模と 政美、伊藤孝、伊藤浩、 見た。受講者氏名次のと 記講習会の受講者は、一 日までの間に行われた標 田好夫、石定滋之、石定 おり。(総数一〇四名) 日格者も無く全員合格を **繝本澄、生田忠勝、生** 五月十八日より二十七 男、戎井吉弘、戎井俊雄、 敬一、戎井昌男、戎井宗 **今井良一、今川和美、魚** 男、今井敏夫、今井満、 伊藤政義、伊藤三阳、 戎谷五郎、 戎谷勝、 谷和弘、魚谷忠弘、戎井 英之、今井幹二、今井繁 上周三、井上 **速雄、京本幸雄、京本睦** 登志彦、戎本裕明、 登 大西 戎木 井上 #

本栄治、浜本吉郎

明夫、松本 凊、松本智 田寬次郎、播田侑司、坂 **夫、若松岩治、若松意、** 浜西武志、浜西康司、 彦、浜寄信夫、浜西修治 田亀三夫、鍵本隆司、松 森口竜司、髙橋直利、 之、吉田隆、若松正彦、 **福男、若松隆一、和田敦** 松信之、若松孝明、若松 若松幸一、若松孝夫、若 蔵、松本良三、森尾二三 本正勝、松本稔、松本竜 松本時夫、松本年明、松 広、松本辰一、松本種夫 東幸雄、増田哲弘、松本

邀等の讖案を承認。引続

は遂次掲載する予定であ なお研究会講義の概要

事業報告、収支決算報告、

昭和五十六年 度事 葉計 を行い、昭和五十五年度

おり(樹称略)

会長小南慶三 (高砂漁

収支予算、役員の改

た。研修会に先立ち摂建 年部員約六○名が相集い

播磨地区漁青連の総会

二日間に亘り開催され ため摂津・播磨地区冑壮

する講義を受け、十八時 された新役員氏名次のと 食の後十二時三〇分閉会 と題する講義を受け、昼 漁業系統金融のしくみ る」、信漁連宮本部長の からののり接殖を考え 県漁連加藤嘱託の一とれ 経営に向けてしを鑑賞、 映画「海を拓く」~複合 **普及情報事業視聴覚教材** 時四十分より水産業改良 事終了した。<br />
翌二十日八 時頃第一日目の行事を無 より懇親会を行い、二十 協事業と営漁指導」と題 水産大学中井教授の「漁 栽培漁業の進め方」東京 産課高橋専門技術員の一 クラブの研究報告、県水 き研修会に入り、各研究 した。総会において選任

者を対象として研修会を ため研究グループの指導 代化・合理化を推進する 動を通じて漁業経営の近

いその健全な育成発展

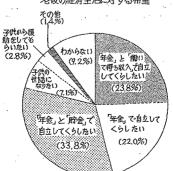
水産業の振興に資す

敬行 (岩見漁協)

正一(伊保漁協)同植田 孝 (赤穂漁協) 監事紀井 田(坂越漁協)同家島秀 北脇秀高 (家島漁協) 同 同滝本忠義(高砂漁協) 谷一(林崎漁協)同高橋 可(神戸市漁協)同神足 雄(姫路市連)同浜野昇 戸市漁協) 同若松孝夫 口数明(姫路市連)同前 橋秋作(室津漁協)同山 神頭京(岩見漁協)同中 同原忠勇(伊保漁協)同 橘敏太郎(東二見漁協) 山晃一(林崎漁協)同隅 和見(明石浦漁協)同福 協)副会長信川勝次(神 仁三男(東二見漁協)同 (室津漁協) 理事今崎武 (家島漁協) 同桝本雅之 (明石浦漁協) 同大西武

> えだろうか。これについ なったときはどうする考

> > 九%などであった。



老後の経済生活に対する希望

はとくに五十代前半、高 学歴層に多い傾向にある その反面、「一人暮らし」 欲しい」と望む人が四六 宅政策を「ぜひ実現して る。こうしたことを反映 れるところである。これ **劣もあったことは注目さ** と答えた人が全体で一五 婦が半数以上を占めてい 婦」が一五・七%で、 %)。次いで「娘・娘夫 自分が寝たきり ・八%もいた。しかし、 してか、二世帯同居型住 どもと暮らすつもりの主 になったら? る。それでは今後は逆に ぞれ三割弱となってい 現状ではやむを得ない」 ならないように社会的サ なってもよいが、過重に の主婦が「主婦が中心と は、三割強(三〇・一%) えているのか どうかで か、「主婦の役割」と考 主婦はどう考えているの にすぎなかった。 院」はわずかに七・二% この調査でも、以前に家 主婦自身が介護が必要に にすべきだ」と答え、 ービスが受けられるよう 割弱あり、その世話は いるというのが全体の二 がいた、あるいは現在も 族の中に寝たきりの病人 (二七・〇%) が、それ (二八・八%)「当然だ」 (一七・四%) で九割を 嫁」(五三・〇%)「妻 (二一・五%) とうした現状に対して 「病院・施設に入 娘

の交際を深める」一三・ 五・二%、「老人どうし 孫のめんどうをみる」 をみる」一六・〇%、 を代表している。このほ 方が主婦の老後の生き方 % く」が最も多く五六・〇 るか」は女性自身に課さ 伸びに伴い、女性の老後 かでは、「夫のめんどう **%)で、この二つの生き** す」が四割強(四三・四 いては、「働けるだけ働 れた重要な課題となって いるわけだが、これにつ がますます長くなってお ところで、平均余命の 次いで「趣味を生か 「老後をいかに生き

性、とくに主婦というこ するのはどう して も女 がでた場合、その世話を とになってしまう。 現に 家族に寝たきりの病人 ては「同居の家族にみて をのぞかせている。 場というか切ない胸の内 るなど、主婦の苦しい立 二・〇%)「ぱっくり死 もらう」が四割強(四〇 んでしまうのがよい」 五%)あったものの、 七・四%)も約二割い 「病院に入院する」 2

老後、

働けるだけ

働く―が半数以上



主婦の老後生活意識調査

第一日

との事業は、最近にお 融通助成事業実施要領

第三

水

ぼしている実情にかんが 然として深刻な影響を及 ける漁業用燃油価格の高

騰等が漁業者の経営に依

要な燃油等の購入資金を

補給を行うために必要な 低利に融通する融資機関 して緊急に漁業経営に必 み、これらの漁業者に対

に対し都道府県等が利子

第二定

者の当面の漁業経営の安 ることにより、当該漁業 経費について国が助成す

定を図ることを目的とす

3

日本鰹館漁業協同和

47.15

和五十六年度前期漁業用

業(漁業法第五十二条

度額表

遠洋かつお・まぐろ漁 合連合会および全国治 給を行うものとする。 資機関に対し、利子補

薬協同組合連合会は

この要領において、

(3)

## 昭 特別資 和 Ŧi. 金融 六年 度前 通 助 成 期漁 事 業用 業 実施要領 燃油 対 策

制定 3 れ る

(水産庁)

給金を交付するものと の融資機関に対し利子補 第四 利子補給金の交付

るものとする。 って代えることができ

・まぐる漁業であっ

(昭和二十三年法律第 特別資金の融資機関

漁船に限定して特別

都道府県が利子

事業主体は、特別資金 を行うものとする。

は、市町村長または都 道府県知事の証明をも 組合連合会の長の証明

都道府県が利子

く困難であると認めら

**期漁業用燃油対策特別資金融通助成事業実施要領** の三百七十五億円。残枠六百二十五億円は今年末 の制定」についての農林水産事務次官通産を出し 融資される予定。同通達は次のとおり。 た。前期分は、五十六年度融資枠一千億円のうち 昭和五十六年度前期漁 業用燃油対策特別資金 水産庁は五月十一日付で、「昭和五十六年度前 燃油対策特別資金(以下

は、第五の規定に基づき 「特別資金」という。と 融通される資金をいう。 トロール底魚協会およ 者は、都道府県、日本 む漁業者に融資する協 び4に掲げる漁業を営 曳網漁業協会とする。 連合会、社団法人日本 鰹鮪漁業協同組合連合 び社団法人南米北岸的 この事業を実施する 都道府県は、3およ 全国漁業協同組合 事業主体 る をいう。以下同じ。) 子補給を行うものとす る融資機関に対し、利 を営む漁業者に融資す 第十一号に掲げる漁業

会

の太平洋の海域のみを 百五十三度の線以東 いう。ただし、北緯四 第三号に掲げる漁業を ル底魚協会は遠洋底び 操業区域として行う漁 四経百七十度の線以四 十八度の線以北、東経 き網漁業(政令第一項 社団法人日本トロー

を営む漁業者に融資す

びトロール漁業を営む 漁業協会は南米北岸え 団法人南米北岸底曳網 る融資機関に対し、社

得ない場合は、漁業協

第一項の指定漁業を定 ぐろ漁業(政令第一項 項第十号に掲げる漁業 及び母船式かつお・ま をいう。以下同じ。) 政令」という。) 第 年政令第六号。以下 める政令(昭和三十八 う。)を除く。以下間 びトロール漁業」とい 業(以下「南米北岸え ることを目的とする漁 網を使用してえびをと 動力漁船により底びき 数二百五十トン未満の の海域において総トン 十度の線以西の大西洋 五度の線以南、四経一 十度の線以北、 という。)および南絲 業(以下「北転船漁業」 業をいう。以下伺じご びき網等漁業(政令第 じ。)および母船式底 項第五号に掲げる漁

は 싅 受けることができる者 一会または事業主体(都 金の融通を受ける必要 って、当該漁業者の経 つ、漁業を営む者であ 組合員資格を有し、 の証明を受けたものと 道府県を除く。)の長 がある旨の漁業協同組 営状況からみて経営資 する。ただし、やむを 漁業協同組合連合 水産業協同組合の

業等をする業種であ 八分の三(近距離帰 の燃油等諸資材の購 よび發殖業または長 船漁業、定置漁業お る別表1の漁業種類 入等に要した経費の

(2)

のいずれか低い額の

率は、次のとおりと む。)とする。 **髄期間一年以内を含** 限は、三年以内(据 範囲内とする。 特別資金の償還期 特別資金の貸付利

(3)

は、昭和五十六年七月 日(漁業経営が著し 特別資金の貸付け にあっては、年二・ 給を行う特別資金 事業主体が利子補 五パーセント以内 都道府県以外の

> 定めるものとする。 ては、水産庁長官が別に につき必要な事項につい

この要領に定めるもの

の貸付残高の年五・五。 Ų の額は、第五の3の3の 第五 する。 ーセントに相当する額と 場合にあっては特別資金 資金の貸付残高の年六パ アの場合にあっては特別 の助成に係る利子補給命 し、この場合における国 -セントに相当する額と 同(3のイおよびウの 条第一項第一号の事業 二百四十二号) 第十 は、水産業協同組合法

特別資金の貸付けを 特別資金の融通 組合連合会、農林中央 業を併せ行う漁業協同 第一号及び第二号の事 同法第八十七条第一項 を行う漁業協同組合

は次のとおりとする。 びに信用金庫とする。 金庫、銀行、相互銀行並 特別資金の貸付条件 は、原則として昭和 特別資金の貸付額

月三十一日までの間 ら昭和五十五年十二 五十五年一月 | 日か に水産庁長官の承認 つき、事業主体ごと

または別表に掲げる の一部に相当する循 にあっては、当該職 を受けたもの(以下 貸付限度額の合計額 入等に要した経費 特定業種」という)

年三・五パーセン 業者に融資される 同じ。)を営む漁 漁業をいう。以下 十号の二に掲げる 業(政令第一項第 かつお・まぐろ漁 ト以内 ものにあっては、 のほか、この事業の実施 第七 その他

船漁業または近海 以下同じ。) 北転 るものとする。

第六 国の助成 めるところにより補助す な経費について、別に定 て
さの
事業の
実施
に
必要 おいて、事業主体に対し 国は、予算の範囲内に

とする。 十五日までに行うもの は、昭和五十六年十月 のとし、借入申込み 日までの間に行うも

げる漁業をいう。 第一項第二号に掲 びき網漁業(政令 金のうち、以西底 補給を行う特別資 しセント以内 融資されるものに 業を営む漁業者に げる漁業以外の漁 金のうち、ィに掲 補給を行う特別資

六年度 (後期) 漁業 **に限定して昭和五十** とおよび残余の隻数 資金を貸し付けると 分の三以内の篗数の る漁船の総隻数のパ て、当該業種に属す および母船式かつお かつお・まぐろ漁業 類の欄に掲げる遠洋 ある別表2の漁業種

を貸し付けることに 用燃汕対策特別資金

> 昭和五十六年十月三十 係る貸付開始日)から あっては、当該承認に の承認を受けた業種に 定める業種のうち、 主体ごとに水産庁長官 行うことにつき、 別資金の早期貸付けを れ、水産庁長官が別に 事業

(作文の募集要項は1面参照)

あっては、年三。

貸付限

### 漁 都道府県が事業主体となるもの

種 0

な

漁 業 種 類	貸	付	限	度	額
いかつり漁業	50トン以 100トン以 200トン以	上100トン 上200トン 上300トン 上400トン	未満の漁船 未満の漁船 未満の漁船 未満の漁船	名については 名については 名については 名については 名については 名については	360万円 535万円 715万円
	の海域に 1月から1 域におい のについ 320万円(	おいて操業 2月までの て外 では、上 50トン以 100トン	終する50ト 2間に2月 3日で2月 3日のそれで 100ト 3日 3日 3日 3日 3日 3日 3日 3日 3日 3日 3日 3日 3日	の度の原の 変以 の度以 の の の の の の の の の の の の の	船であれる でののる でののる での のの る で の の の の る で り で り で り で り で し て し て し て し て し て し て し て し て し て し
沖合底びき網漁業	50トン朱編 50トン以_ 100トン以_	ヒ100トン:	未満の漁船	名については	90万円 300万円 655万円
沿岸漁船漁業 (30トン未満)	5トン未 5トン以 10トン以	ヒ10トンオ	(満の漁船	については については	18万円 36万円 72万円
その他の漁船漁業		上100トン:	未満の漁船	当については 当については	
定置漁業	小型定置に 大型定置に				18万円 36万円
養 殖 業	うなぎ養殖! うなぎ養殖!				18万円 54万円
・ 1	、30 年30 名 、30 漁主を 、船型と船よと、す、 が発生をのるす複る。 が発生をのるす複る。 が発生を が発生を が発生を が発生を が発生を が発生を が発生を が発生を が発生を が発生を が発生を が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	に満の型にある。 では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	を使用し 網漁を開発を では1条 ではなり は1条 ではなり ではなり でする場合	て徐うさい、 で徐うさい ない ない ない といい 数あいい といい 数あい にいい 数あい はい ない はい	いう。 は対象 いて規模別 ので 対域 が になれる になれる になれる になれる になれる になれる になれる になれる

### 特定業種の貸付限度額 2.

沿岸漁船漁業	5 トン未満の漁船については 5 トン以上10トン未満の漁船については 10トン以上30トン未満の漁船については	50万円 100万円 190万円
定置漁業	小型定置については 大型定置については	50万円 100万円
菱 獾 業	うなぎ獲殖以外の養殖については うなぎ養殖については	50万円 140万円
遠洋かつお・ま ぐろ漁業及び母船 式かつお・まぐろ 漁業	200トン未満の漁船については 200トン以上400トン未満の漁船については 400トン以上の漁船については	2,500万円 4,600万円 5,100万円
1 漁船のトン数は、 2 貸付限度額は 淮	総トン数である。 1 船 1 隻ごとの限度額である。	

# 一滴の燃料を生かす確かな技術





● ヤンマーディーゼル株式会社 (#41)大阪市北区ボル町 ロジキ (₹530) T&L (06)372-

### 海の子絵画 作文の募集を行います。○

。海の子絵画展 = (第4回) 近く募集を行う予定ですので広く漁 海の子作文=(第3回) 村子弟の応募をお待ちしています。

図1

定点観測の位置図

**е** Н6

**●** H9

H30 H30

н8 н10

нΫ

● 浅海定欲

**調查** 23定矣

H25 H5

## 水 試 J ĺ ۲ 3

(昭32~51, 平均)

量 (mm)

分 (‰)

32.15 32.08 32.03 31.87 32.06 32.11 32.00 31.78 30.92

30.97 30.76 31.76 31.41 31.62 31.47 31.55 31.79 31.98 31.98 31.98 31.98 31.98 31.98 31.98 31.98 31.98 31.98 31.98 31.98 31.99 32.04 32.08 32.07 32.13 32.07 32.13

# 水産試験場に 海洋観測 0 )概要 おける

# 観測内容 大正一三年に水産試験 間の旬別平均値を示すと 測しており、過去二〇年 か、気象項目も併せて観 これは表面水を採水し

塩分を測定するほ

定置観測の旬別平年値

. (℃)

10.9 12.0 13.3 14.5 15.9 17.1

18.3 19.4 20.5 21.7 23.0 25.5 25.5 25.8 25.1 24.3 22.2 20.9 19.8 9.0 8.7 8.5 8.8 9.1

水

表2のとおりである。 年間の変動は少ない。 明けが幾分低目になるが レがみられる。 とはほぼ一か月程度のズ 九月上旬で、気温のそれ の最低期は二月中旬~下 塩分については、梅雨 年間を通じてみた水温 最高期は八月下旬~

(298号)

は水産生物研究や、漁況

く人々が携り、調査結果

この仕事には今まで多

表 2

旬

上中下 4

上中下 6

上中下 9

上中

岸 11

上中下 12

量

上中下

上中下

. (℃)

16.6 17.7 19.5

20.7 21.5 22.7 23.2 25.9 27.6 28.4 28.4 28.0 26.7 24.5 20.4 18.6 17.0 15.0 12.5

10.4 7.8 7.0 5.9 4.5 3.9 3.9

4.1 4.9 5.4 6.5 7.2 9.6

雨量は旬合計値を示す。

灵

とつに海観測がある。

予報、増養殖指導等の基

現在、水試で行ってい

定点観測

1のとおりで、この図の

とれら定点の位置は図

施している。

(毎月中旬)

の調査を実

月

5

7 青 上中下 8

10

1

2

3

注

は表1のとおりである。

**との調査結果について** 

でき、これらの調査項目 憤観測と定点観測に大別 る海洋観測の種類は、定 礎的資料となっている。

中で白い部分は隣接府県 の各水試が分担する区域

トン)によって、各定点 四七年から赤潮研究のた らべる。 の上、中、下の各層を調 調査船ひょうご(約五〇 なお、播磨灘では昭和 調査は毎月一回、試験

め、特殊項目として水質 割を果している。 **削発生予察等に重要な役** 状況も同時に調査し、赤

田実ほか・漁況予報浅海 九七九) 文献—岩井昌三、森脇伴 **鴱調査、兵水試事報(一** 二•瀬戸内海重要水族環 真鍋武彦、安田基、反 (文責化)

要水族

16 突突

環境節查

纯

05

明石

09

終

K7

₩ K8

D

定線調査、兵水試事報 九七九) 反田実・播磨灘におけ 又降るという例年のパタ かえいつしか春の気配を ーンで、やがて立春をむ

る海洋観測の変遷、兵水 試研報一九号(同)

め、それが大方消えると れた頃から雪が降りはじ 六)一月は正月の松の取 昭和十一年(一九三大 遺 難 記 ①

仮泊して待機していた。

たであろう。だったら早

思う間もなく、吹くは吹 陣の烈風が通り過ぎたと

物凄い風が吹き出

隠岐国でも操業をはじめ から海が凪いで来たので

チビリ、チビリと降り積

んだ雪が一米は優に超え セリ市がなかった。外は 連続四日間共同販売所は 二月一、二、三、四日と 化のため隠岐島西郷港に

今日はまだ節分のうちだ

英治

る。あわてて事務所に引 ル先の我が村までの前進

と信仰心のない私もひた く、電灯は点かない、心

き返えし、家嶋り震動の 不可能の台風並の風であ した。わづか二百メート

る。二時間近く経って風

すら神だのみしたのであ 細い中を風よ早く鎮まれ る。次第に日は昏れて行 自分一人が戻ったのであ いるらしく、事務所には

小山のような波が寄せは はやや静まったが今度は

がある。

るかも知れぬ……など話

したりして時を過ごし、 い船は明後日には帰港す

は一向に止む気配もな たが依然降ったり止んだ く、次第に墨を増して行 終り頃から降り出した雪 感じるようになると思っ **属漁船の大部分は母港を** りの天候で口佐津漁協所 った。やがて二月に入っ ていた。ところが一月の 員三名は売買台帳の検算 た。我々共同販売所の職 明が神棚にまだ輝いてい

出航したものの連日の時

の翌日、所謂立春の日。 ていた。二月四日は節分 各家々には昨夜以来の灯 協 代 (その十一) 作花

仕事も無く、今晩あたり をやった位でこれという を踏みしめて前進した。 就いた。雪に転ばぬよう の戸を排して帰宅の途に の良い理由を口々に言い ゴム長の脚で道路の積雪 ながら午後三時項事務所

ものの五〇メートル歩い から早引きしようと都合 た。私より数分先に帰途 まるのを待つ ことにし 中を不安の思いで風の静

家が反対の方向の村に在 氏)はどうやら我が家に の柴山漁協参事小林盛次 に就いた先任事務員(後 たどりついたらしく、又

されましたのでお詫びし の一部が誤って重複掲載 前月号に前々月号の記憶

> として扱われ、やかまし 感覚的な大きさの近似値 (選ボーンAとは…人間の 械音点検には慣れる必要

の目安となる単位。 さや聴力障害などの評価

前九時に、明石港口地先 か所で行っている。 定置観測は毎日一回午

されてきている。 度の水試事業報告で公券 合もあるが、全容は毎年 部分的に速報する場

環境調査により一六定点 湾と紀伊水道は重要水族 定点(毎月上旬)、大阪 内容には多少の変遷はあ で、過去、定点数や観測 を定期的に調査するもの 汚海定線調査としてニニ ったが、現在、播磨灘は 定点観測は海上の定点

表 1 海洋観測の実施項目一覧

	観 測 項 目	定置観測	浅瓶定	観 測 重要水族 環境調査
気象	天候、気温、気圧、湿度 雲形、雲量、風向、風力	(雨量)	0	0
海	水温、塩分、波浪階級透明度、水色、プランク	0	0	0
象	トン		_ 0	0
特殊項目	COD、アンモニヤ態窒素、 亜硝酸態窒素、 硝酸 態窒素、 燐酸態燐、 溶存 酸素量、 ケイ酸植物色素 量	_	.0	-

# 暑中御見舞申し上げます

昭和56年盛夏

兵庫県漁業協同組合連 合 会 兵庫県信用漁業協同組合連合会

系 統 団 他

③2級…じん肺法その他 んの中での作業 粉じんを発散する中での 作業、その他高濃度粉じ 粉じん作業、石綿を含む **関係法規で規定されてい** 

ューッという音と共に一 たか歩かぬかに、突如ピ る見習事務員松森幸一君 (昭和二十三年死去) は 耳栓採用には贅否両論

するものではない。 **警報についても同じこと** もある。これは機関室内 話がいく分し易すいこと 関室内)では、むしろ会 〇ホーン以上の環境(機 が聞きとりにくいが、 よりは明らかに日常会話 耳栓を装着すれば、 ③六〇ホーンAぐらいで て、この情報が特に悪化 裸官

猪突猛進で家に向かって

暴露を許される時間(1日)

**変化して聞えるので、** (4)耳栓をつけると音色が

赤一	νΑ	90	95	100	105	110	115
時	間	8	4	21/2	1	1/2	1/4

(例)

100ホーンA……有楽町ガード下 90ホーンA……国電の中 50ホーンA……一般事務室の中

困難なものである。 きとることは、

②耳栓などの装着によっ

中での作業。

②1級…遊離硅酸を含む ひ素、鉛、マンガン及び ①特級…ベリリニウム、 放射性粉じんを発散する

ている。 栓の使用等必要な措置を 騒音の激しい現場では耳 旨船舶所有者に義務づけ 構じなければならない\_

> の意見もあるが一般的に など必要な音響情報をき (1)騒音下で会話や機械音 いすゞ UM06BBIB

1. 小型、軽量、高出力 2.卓越した耐久性、信頼性



特長

神戸いすゞ自動車株式会社

.〒658 神戸市東麓区住吉്駅17 TEL (078)811-1171的

漁船員安全シ IJ Ì

> ズ 24)

2、防じんマスクの知識 たものを選ぶこと。 ②顔の側面まで保護され 質で選ぶこと。 ⑴レンズ、枠の形状、 ◎防じん眼鏡・マスク ル機関搭載の小形遠洋漁 中速ギヤード・ディーゼ 1、必要性について ◎耳栓、イヤーマフ 力保護具) る粉じん作業、その他高

**優度粉じんの中での作業** 

麻

高速への挑戦

ほとんど役には立たな 有害な化学製品はもちろ おおっている。これらは や、手ぬぐいなどで口を 般的にはガーゼのマスク ととになっているが、 じん性の呼吸具を用いる 場所での作業者には、防 (1)著しく、ホコリの立つ 一般の粉じんにも、 あり、人体の聴力保護限 **~一一〇ホーンが現状で** 船の機関室騒音は一〇〇

マスクには次の三種類が 種類によって使用すべき ②作業の種類、粉じんの

役職員

同

2、知識

おとすおそれがある。

安則第六十四条の規定で きない。従って機関部乗 これは回復することはで は…「高速機械の運転等 組員は多分に聴力障害を 永久的聴力喪失となる。 。耳栓の使用について労 ある)の時間を超えると

聴といい、毎日九〇ホー

て、許容限界(個人差が ンA以上騒音にさらされ

界である九〇ホーンAを 音現場での作業従事者に 上まわっている。通常騒 発生するものを騒音性難